

お 知 ら せ

R8. 1. 29

愛媛県中予地方局健康福祉環境部地域福祉課
(089-909-8756)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
(089-912-2424)

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を運営する「社会福祉法人名石会（理事長 石山 将）」について、次のとおり事業者としての指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）を1年間停止する処分を行ったので、お知らせします。

記

1 被処分者	【事業者】 法人名 社会福祉法人 名石会 代表者 理事長 石山 将 所在地 松山市星岡一丁目 31 番 7 号 【事業所】 事業所名 障害者施設東温（所在地：東温市志津川甲 1927 番地 1） サービス種類 共同生活援助 事業所番号 3 8 2 1 5 0 0 2 9 9
2 処分の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力停止 （新規利用者の受入れ 1 年間停止）
3 処分年月日	令和 8 年 1 月 28 日
4 一部効力停止期間	令和 8 年 1 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日
5 処分の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 50 条第 1 項
6 処分の理由	（1）人格尊重義務違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号） 前管理者 1 名による利用者 1 名への身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待は、事業者の責務である障がい者等の人格尊重義務に違反。 （2）運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号） 事業所責任者であった前管理者自らが虐待を行ったことは、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な事業所体制の整備を求める運営基準に違反。 （3）関係法令違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号） 障がい者に対する虐待行為及び目撃した複数の職員が関係市町へ通報しなかったことは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第 3 条及び第 16 条に違反。

○法人の概要

- ・名称 社会福祉法人 名石会
- ・代表者 理事長 石山 将 (いしやま たすく)
- ・所在地 松山市星岡一丁目 31 番 7 号
- ・設立年月日 平成 26 年 10 月 23 日

○対象事業所の概要

- ・事業所名 障害者施設東温
- ・事業所所在地 東温市志津川甲 1927 番地 1
- ・サービス種類 共同生活援助
- ・指定年月日 令和 4 年 8 月 1 日
- ・利用定員 20 人

※共同生活援助：障がい者に対し、共同生活を営む住居において、主として夜間において入浴、排泄、食事介助等の日常生活上の援助を行うもの。

《参考：関係法令等》

障害者総合支援法（抜粋）

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 (略)

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 (略)

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

障害者虐待防止法（抜粋）

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。